

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

○厚生労働省告示第百号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第三項第一号及び第八項の規定に基づき、令和七年度に係る同号及び同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿